

弁護士に対する傷害事件についての会長談話

本年8月8日午後6時30分ころ、京都市内の路上で、京都弁護士会所属の弁護士が元依頼者の男性に突然襲われ、重傷を負うという痛ましい事件が発生した。暴力はそれ自体人間の尊厳を踏みにじる行為であり、いかなる理由があっても許されない。

弁護士は、職務上、社会の様々な紛争に関与する立場にあることから、一部の当事者や事件関係者の反感を買ったり、逆恨みを受けたりするリスクを常に負っているが、弁護士に対する暴力行為や業務妨害行為が後を絶たないことを深く憂慮する。

弁護士が基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命（弁護士法第1条）を実現するためには、いかなる暴力にも屈することはできない。

当会は、今回の事件を深刻に受け止め、弁護士に対する暴力行為ならびに業務妨害行為排除のための取り組みを一層強化する決意である。

2013年（平成25年）8月13日

大阪弁護士会

会長 福原 哲 晃